

# 物品・役務等に係る入札参加資格審査の 営業品目の共通化について

---

# 物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会(概要)

- 総務省・地方公共団体で構成する「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」「項目・申請方法等検討部会」(第2回・令和6年5月31日)において、**物品・役務等の「共通申請項目等」**、**「選択申請項目等」**及び**共通の「営業品目」のたたき台**等を作成。
- **全ての地方公共団体に対して**これらのたたき台を送付し、「営業品目」(大分類)のたたき台の採用可否や意見等を**照会**※。

※ 「調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会について(依頼)」(令和6年6月24日付け総行第278号 総務省自治行政局行政課長通知)

※ 照会に合わせて、取組の背景や、研究会報告書及び実務検討会の概要、共通申請項目等の作成方法、調査票の回答方法等についての説明動画を作成し公開。

## 調査1・2 共通申請項目及び選択申請項目(共通必要書類及び選択必要書類)のたたき台

- ① たたき台に関する総論的意見(共通申請項目等・選択申請項目等の設定の考え方等)
- ② 「共通申請項目」及び「選択申請項目」(「共通必要書類」及び「選択必要書類」)のたたき台に掲げた項目の設定状況
- ③ たたき台に掲げなかった申請項目等(共通項目等としない項目等)の設定状況
- ④ たたき台に追加する必要がある・名称を変更する必要があると考えられる申請項目等

## 調査3 営業品目のたたき台

- ① 「営業品目」(大分類)のたたき台の採用可否
- ② (「営業品目」(大分類)を採用不可の場合、)営業品目に含まれるものの例(小分類)に関する意見(追加すべき項目、その他)
- ③ その他意見

## 調査4 その他(都道府県のみ回答)

- ① 経済団体・事業者からの共通化・デジタル化に係る意見の有無
- ② 都道府県・市区町村調達関係職員の合同会議等の場の有無・開催時期 等

# 営業品目のたたき台に係る意見照会の結果①

## 営業品目(大分類)のたたき台を採用することの可否について

- 営業品目(大分類)のたたき台(物品42品目、役務37品目)を地方公共団体の営業品目として採用することの可否について、「採用可」とした団体は、**都道府県**については、**20団体(42.6%)**、**市区町村**については、**1,304団体(79.2%)**となっている。

	都道府県		市区町村		合計	
採用可	20	42.6%	1,304	79.2%	1,324	78.2%

※ 母数は、入札参加資格審査を行っている都道府県47団体、市区町村1,647団体

## 営業品目(大分類)に対する主な意見

- **大分類のみを営業品目とすると、営業品目数が少ない。**1つの営業品目当たりの登録事業者数が膨大となることや登録事業者の取り扱う事業の範囲が不明となることから、指名競争入札及び随意契約の際の事業者の選定が困難となる。(61団体)
- **営業品目数が多い。**事業者の申請に係る事務負担軽減の観点から、営業品目数を減らしてきた経緯があり、たたき台の大分類を採用した場合、現在よりも営業品目数が増加する。その結果、1つの営業品目当たりの登録事業者数が少なくなり、指名競争入札及び随意契約を行う際の事業者の選定が困難となる。(24団体)
- **発注機会がないような営業品目**(航空機、警察用品等)が含まれている。(8団体)
- 大分類は、複数の品目(小分類)から構成されるところ、必要な許認可の種類は、当該小分類ごとに異なっている。大分類のみを営業品目として採用すると、取り扱う事業の範囲が不明となり、営業に当たり必要な全ての許認可を有しているかどうかの判断ができなくなる。(1団体)

## 営業品目のたたき台に係る意見照会の結果②

### 営業品目に含まれるものの例(小分類)を営業品目とすることに対する主な意見

- **小分類の数が多い**。1つの営業品目当たりの登録事業者数が少なくなることから、指名競争入札及び随意契約を行う際の事業者の選定が困難となる。また、営業品目が多くなることにより、登録漏れが発生しやすくなる等、事業者の申請に係る事務負担が増加する。(36団体)
- **登録できる営業品目数を制限している(例:10品目まで)ことから**、小分類の数が増加すると、事業者によっては、**取扱いのできる事業に登録ができない**ことも想定される(**小分類の数が多い**)。(7団体)
- 指名競争入札及び随意契約を行う際の事業者の選定のため、**小分類程度の営業品目数が必要**である。(10団体)
- 小分類の一部のみ採用できるようにすべき。(2団体)

### その他の意見

- 入札参加資格審査申請システムの改修が必要となる。また、**営業品目の情報は、後続のシステム(事業者管理システム、財務会計システム、電子入札システム等)と連携している**ことから、それらのシステムの改修も必要となり、費用負担が大きくなる。(37団体)
- 「印刷」が「役務の提供」の営業品目とされているが、当団体においては、「製造の請負」として取り扱っているため、「**物品の製造・販売**」に区分すべき。(14団体)
- たたき台に設定されている営業品目の中に、**建設工事、測量・建設コンサルタントの営業品目と重複している**ものがある。また、地方公共団体によっては、役務と測量・建設コンサルタントを合わせて取り扱っている場合があることから、考え方を整理した方がよいのではないか。(13団体)
- 物品・役務等のように営業品目の種類が多い場合、地方公共団体と事業者で、登録すべき営業品目に関し、認識の相違が生じるため(A品目で申請すべき、B品目で受付すべき等)、**営業品目の概要(特に役務の提供の場合)の説明があった方がよい**のではないかと。(2団体)
- **営業品目の区分の成り立ちや考え方を示すべき**ではないか。日本標準産業分類や生産物分類を参考に営業品目を作成するのはどうか。(1団体)

# 営業品目のたたき台に係る再検討①

## 地方公共団体の意見(総括)

大分類	<ul style="list-style-type: none"><li>● 約4割の都道府県及び約8割の市区町村が、たたき台の大分類のみを営業品目として採用することができる(小分類不要)と回答。</li><li>● 一方で、以下の理由により、指名競争入札及び随意契約を行う際に事業者を適切に選定できなくなるなどとして、たたき台の大分類のみを営業品目として採用することはできないとする意見がある。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大分類のみでは、営業品目数が少ない。(=小分類を設ける必要)</li><li>・ 大分類の営業品目数が多い。(=大分類の営業品目数を少なくする必要)</li></ul></li></ul>
小分類	<ul style="list-style-type: none"><li>● たたき台の小分類程度の営業品目数が必要であるとする意見があった一方、意見提出団体の多くが、小分類の営業品目数が多いと回答。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>● 営業品目の定義を定める必要。日本標準産業分類や生産物分類を参考にすることが考えられる。</li><li>● 測量・建設コンサルタントの資格と重複しないよう調整する必要。</li></ul>



## 共通化の方向性(案)

- 営業品目については、共通の大分類と小分類を設けるとともに、大分類を採用することを基本(共通申請項目)としつつ、地方公共団体の判断により、小分類を採用できる(選択申請項目として事業者に申請を求めることができる)こととするか。
- 地方公共団体において、契約の相手方を適切に選定できるようにするとともに、事業者の申請に係る事務負担を軽減する観点から、大分類及び小分類の営業品目数について、たたき台から縮減させることを検討するか。
- 共通の営業品目を作成するためには、地方公共団体ごとに異なる営業品目の要件・定義を共通化する必要がある。この点、総務省が定めている「生産物分類(2024設定)」(統計相互の整合性や比較可能性の向上を図ることを目的として定めている財及びサービスの分類)を基に、共通の営業品目を再検討することが考えられるか。
- 再検討に当たっては、測量・建設コンサルタントの資格との重複がないよう、地方公共団体における営業品目の設定の実態を踏まえて、営業品目ごとに適切に分類する必要があるか。

# (参考)生産物分類について(「生産物分類(2024年設定)※」より抜粋)

※令和6年3月18日総務省政策統括官(統計制度担当)決定

- 「生産物分類」とは、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスについて、主にその質又は用途の違いに着目して分類したものであり、統計法に基づく統計基準である「日本標準産業分類」等とともに、統計相互の整合性や比較可能性の向上を図ることを目的としたもの。
- 本分類における生産物とは、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスである。本分類における生産物には、有形財(輸送可能財・輸送不可能財(建物等))、無形財(ソフトウェア、研究開発、特許権、商標権、著作権等の知的財産)及びサービスが含まれる。一方で、土地及び金融資産・負債は本分類における生産物には含まれない。

日本標準産業分類 (令和5年7月告示) (大分類)	生産物分類 (2024年設定)	
	統合分類	詳細分類
A 農業、林業	43	317
B 漁業	15	88
C 鉱業、採石業、砂利採取業	10	73
D 建設業	9	84
E 製造業	551	2,224
F 電気・ガス・熱供給・水道業	13	17
G 情報通信業	74	93
H 運輸業、郵便業	51	94
I 卸売業、小売業	349	1,276
J 金融業、保険業	39	80
K 不動産業、物品賃貸業	31	77
L 学術研究、専門・サービス業	53	140
M 宿泊業、飲食サービス業	4	12
N 生活関連サービス業、娯楽業	45	94
O 教育、学習支援業	21	45
P 医療、福祉	27	49
R サービス業(他に分類されないもの)	33	70
S 公務(他に分類されるものを除く)	1	1
主たる産業が特定されない生産物	8	11
複数の産業と対応する生産物	4	14
計	1,381	4,859

生産物分類(2024年設定)			日本標準産業分類(令和5年7月告示) (JISIC)	
生産物分類コード	その他のコード	分類項目名	大分類コード	大分類名
57920100000	2	下着類(小売)	1	卸売業、小売業
57920100010	2	補整着(小売)	1	卸売業、小売業
57920100030	2	下着・肌着類(補整着を除く)(小売)	1	卸売業、小売業
57900100000	9	その他の衣服、繊維製身の回り品(毛皮製衣服、身の回り品を含む)(小売)	1	卸売業、小売業
57900100010	2	ネクタイ(ニット製を含む)(小売)	1	卸売業、小売業
57900100030	2	スカーフ、マフラー(ニット製を含む)(小売)	1	卸売業、小売業
57900100050	2	ハンカチーフ(小売)	1	卸売業、小売業
57900100070	2	襪下類(小売)	1	卸売業、小売業
57900100090	2	タイツ(小売)	1	卸売業、小売業
57900100110	2	手袋(小売)	1	卸売業、小売業
57900100130	2	帽子(小売)	1	卸売業、小売業
57900100150	2	毛皮製衣服、身の回り品(小売)	1	卸売業、小売業
57900100170	2	なめし革製衣服(合成皮革製を含む)(小売)	1	卸売業、小売業
57900100190	2	衛生衣服附属品(小売)	1	卸売業、小売業
57900109999	2	他に分類されない衣服、繊維製身の回り品(ニット製を含む)(小売)	1	卸売業、小売業
57120200000	9	寝具(寝着類、ベッドを除く)(小売)	1	卸売業、小売業
57120200010	9	ふとん(羊毛ふとん及び羽毛ふとんを含む)(小売)	1	卸売業、小売業
57120200030	9	毛布(小売)	1	卸売業、小売業
57120209999	9	その他の寝具(毛布を除く)(小売)	1	卸売業、小売業

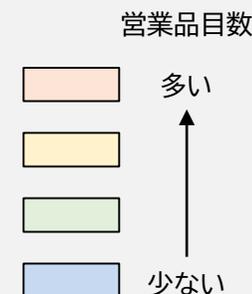
# 営業品目のたたき台に係る再検討②

## 営業品目数に係る検討

- 共通の営業品目数については、都道府県単位で共同受付を行っている地方公共団体の大分類・小分類の営業品目数を参考に検討することが考えられるか。

(検討会の構成員及び都道府県単位で共同受付を行っている地方公共団体における大分類及び小分類の数)

	物品※買受けも含む		役務		合計	
	大分類	小分類	大分類	小分類	大分類	小分類
たたき台	42	574	37	436	79	1,010
愛知県(共同受付)	39	257	16	131	55	388
滋賀県	33	330	24	189	57	519
千葉県(共同受付)	31	233	18	151	49	384
盛岡市(共同受付)	16	62	11	89	27	151
町田市(共同受付)	30	383	32	226	62	609
粕屋町	13	—	8	—	21	—
山梨県市町村総合事務組合(共同受付)	31	122	15	92	46	214
群馬県(共同受付)	35	214	18	129	53	343
埼玉県(共同受付)	42	596	7	82	50	678
神奈川県(共同受付)	61	417	35	180	96	597
長野県(共同受付)	12	67	32	—	13	99
大分県(共同受付)	24	175	11	83	35	258
共同受付団体の平均	32	253	20	129	49	372



※資格の区分(物品の製造、物品の買受け、役務の提供等)を大分類としている団体については、その下位の分類を大分類とみなして計上している。  
 ※滋賀県については、上記のほか、中分類(203項目)を設定している。  
 ※長野県の「役務」「大分類」については、同県が設定している「中分類」の数を計上している。(同県は「大分類」を1項目、「中分類」を32項目設定。

# 営業品目のたたき台に係る再検討③

## 営業品目数に係る検討(続き)

- 営業品目の大分類及び小分類の数について、都道府県単位で共同受付を行っている地方公共団体における設定状況を踏まえ、以下の項目数で案を作成することとしてはどうか。

※ なお、本案は、「生産物分類(2024年設定)」(令和6年3月総務省政策統括官(統計制度担当))を基に、同分類の各「統合分類」及び「詳細分類」を参考に作成する。

### (項目数の案)

#### 物品

	大分類	備考
案①	41品目	項目数の多い地方公共団体を参考に設定
案②	31品目	項目数が中程度の地方公共団体の平均
案③	13品目	項目数が少ない地方公共団体の平均程度

	小分類	備考
案①	350品目	項目数の多い地方公共団体を参考に設定
案②	230品目	項目数がやや多い地方公共団体の平均
案③	150品目	項目数がやや少ない地方公共団体の平均
案④	65品目	項目数が少ない地方公共団体の平均

#### 役務

	大分類	備考
案①	30品目	項目数の多い地方公共団体を参考に設定
案②	16品目	項目数が中程度の地方公共団体の平均程度
案③	10品目	項目数が少ない地方公共団体の平均程度

	小分類	備考
案①	190品目	項目数の多い地方公共団体を参考に設定
案②	130品目	項目数が中程度の地方公共団体を参考に設定
案③	87品目	項目数がやや少ない地方公共団体の平均

- 以上の案について、いずれの案を採用することが適当であるか。また、別紙の大分類の案の各営業品目の区分や組み合わせ等について、修正を行う必要はあるか。

# 選択できる営業品目の数

- 事業者は、地方公共団体が設定する営業品目のうち、入札への参加を希望するものを選択して申請を行っているが、地方公共団体においては、事業者が選択できる営業品目の数に制限を設けている場合がある。
- また、事業者が選択した営業品目のうち、入札への参加を強く希望するものから順に、希望順位を入力するよう求めている場合がある。

## 論点①

- 営業品目を共通化するに当たって、事業者が選択できる営業品目の数を制限することについて、どう考えるか。

## 検討

- 営業品目を無制限に選択できるようにすることによって、事業者が、本来取り扱っていない営業品目の資格を得ることが容易となる可能性がある。特に、指名競争入札を行っている地方公共団体においては、当該事業者を指名し契約を締結することによって契約の適正な履行が確保されなくなることを防止するために、選択できる営業品目の数を制限しているものと考えられるか。
- この点、事業者が選択した営業品目について一定範囲の希望順位を入力するよう求める場合には、事業者が選択できる営業品目の数を制限しなくとも、地方公共団体において当該順位の高い事業者を指名することにより、不適当な事業者の入札参加を抑制できるものと考えられるか。
- また、事業者が選択できる営業品目の数を制限しないことは、各営業品目の資格を有する事業者数の増加につながり、入札不調・不落の減少に寄与する可能性があるか。



## 対応の方向性(案)

- 共通の営業品目については、事業者が選択できる営業品目の数に制限を設けないこととすることが考えられるか。
- ※ 「希望順位」を選択申請項目とし、地方公共団体の判断により、必要に応じて一定範囲の希望順位の入力を求められるようにする場合。

# 希望順位の設定①

## 論点②

- 共通の営業品目の希望順位を設定する必要があるか。また、希望順位を設定する場合、何位まで設定できるようにするか。
- 共通申請項目等のたたき台に関する意見照会※の結果、**営業品目ごとの希望順位を入力するよう求めている地方公共団体は、都道府県については、20団体(42.6%)、市区町村については、566団体(34.4%)**となっている。

※ 第2回意見照会(令和6年9月11日)及び第3回意見照会(令和6年11月6日)

※ 母数は、入札参加資格審査を行っている団体(都道府県47団体、市区町村1,647団体)

- また、入力を求めている希望順位については、「**5位まで**」としている団体が**160団体(27.3%)**で最多となっており、次いで、「**10位まで**」としている団体が**140団体(23.9%)**となっている。
- また、1位～10位までのいずれかを設定している地方公共団体が全体の**91.6%**を占めている。

### <入力することを求めている希望順位>

	都道府県		市区町村		合計	
1位まで	0	0.0%	37	6.5%	37	6.3%
2位まで	0	0.0%	19	3.4%	19	3.2%
3位まで	8	40.0%	119	21.0%	127	21.7%
4位まで	0	0.0%	22	3.9%	22	3.8%
5位まで	7	35.0%	153	27.0%	160	27.3%
6位まで	2	10.0%	15	2.7%	17	2.9%
7位まで	0	0.0%	3	0.5%	3	0.5%
8位まで	0	0.0%	9	1.6%	9	1.6%
9位まで	0	0.0%	3	0.5%	3	0.5%
10位まで	2	10.0%	138	24.4%	140	23.9%
20位まで	0	0.0%	15	2.7%	15	2.6%
その他	1	5.0%	33	5.8%	34	5.8%

91.6%

※ 母数は、営業品目ごとの希望順位を入力するよう求めている586団体(都道府県20団体、市区町村566団体)

## 希望順位の設定②

### 検討

#### (営業品目の希望順位の設定有無)

- 営業品目の希望順位について、
  - ・ 一定程度の地方公共団体(約4割の都道府県・約3割の市区町村)が申請項目として設定していること(他方で、設定している地方公共団体の数は半数未満であること)
  - ・ 前述のとおり、地方公共団体における不適当な事業者の指名を抑制できるという意義があると考えられることを踏まえ、**選択申請項目として設定することが考えられるか。**

#### (希望順位の範囲)

- 入力を求める希望順位の範囲(○位まで)については、「**5位まで**」と設定している地方公共団体が最も多く、次いで「**10位まで**」と設定している地方公共団体が多くなっている。
- また、「**1位～10位までのいずれかを設定している地方公共団体**」が、全体の**約9割**を占めているところ、「10位まで」に共通化する場合には、現状、「10位未満」(1位～9位まで)の入力を求めている地方公共団体においても、「**必要としている順位(1位～9位まで)**」を確認できるものと考えられるか。

### 対応の方向性(案)

- 営業品目の希望順位について、「**10位まで**」の入力を求めるものとして共通化することが考えられるか。  
※ 各大分類・小分類それぞれの項目数等を踏まえて調整が必要となる可能性がある。

## 希望順位の設定③

### 大分類・小分類ごとの希望順位の設定方法

- 営業品目については、大分類を採用することを基本(共通申請項目)としつつ、地方公共団体の判断により、小分類を採用できる(選択申請項目として事業者に申請を求められることができる)こととする方向で検討している。このため、地方公共団体においては、大分類のみの入力を求める団体と、大分類及び小分類の両方の入力を求める団体が併存することとなる。
- この場合において、営業品目の希望順位の入力を求める場合、希望順位の入力方法としては、次のパターンが想定される。

(パターンA) 大分類のみに希望順位を設定する方法

(パターンB) 小分類のみに希望順位を設定する方法

(パターンC) 大分類・小分類のいずれにも希望順位を設定する方法

※ 営業品目の希望順位は、選択申請項目であるため、地方公共団体の判断により入力を求めないこともできる。

### 対応の方向性(案)

- 現時点において、希望順位を申請項目として設定していない地方公共団体を含め、地方公共団体における希望順位の設定方法(パターンA～C)の状況は明らかでないが、これらの希望順位の設定方法を共通申請項目とすることにより、
  - ・ 現状、希望順位を申請項目として設定していない地方公共団体においては、不要な情報の入力を事業者を求めることとなる
  - ・ 当該地方公共団体のみ申請している事業者にとっては、入力に係る事務負担が増大することとなることが想定される。
- これを踏まえ、パターンA～Cをそれぞれ選択申請項目として設定することにより、地方公共団体が、必要に応じてパターンA～Cのいずれかの方法により希望順位の入力を求められるようにすることを基本として検討することが適切と考えられるか。
  - ※ 営業品目を共通化することを前提とすれば、複数の地方公共団体に申請する事業者においては、大分類・小分類の双方に一度希望順位を設定することによって、一括して申請することができるようになる。
- 以上の方向性について、地方公共団体の希望順位の設定方法の状況や意見を照会した上で、検討することが考えられるか。

## 希望順位の設定④

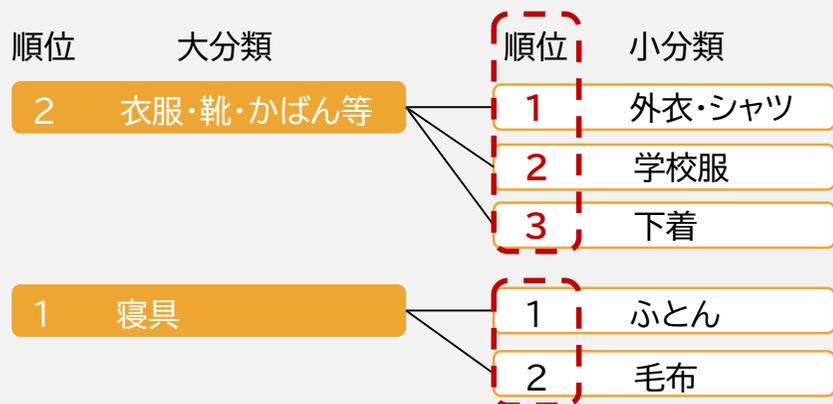
### 小分類の希望順位の設定方法

- また、小分類について希望順位を設定する場合(パターンB・C)については、さらに以下のような設定方法が想定される。

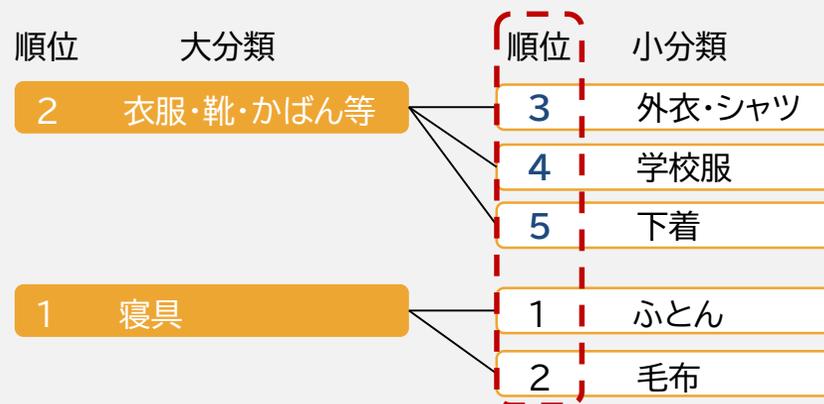
(パターンα) 選択した大分類ごとに、当該大分類に含まれる小分類について、それぞれ希望順位を設定する方法

(パターンβ) 選択した大分類に含まれる小分類全ての中から、希望順位を設定する方法

#### 【パターンα】



#### 【パターンβ】



- パターンα及びβについては、小分類の項目ごとに入力する順位(番号)が異なることから、複数の地方公共団体に対して申請する事業者にとっては、パターンα・βのそれぞれを採用している地方公共団体に対して個別に希望順位を入力する必要が生じることから、申請に係る事務負担が大きくなる。このため、いずれかの方法に共通化することが適当であると考えられるか。

### 対応の方向性(案)

- この点、パターンβについては、選択できる大分類に比して希望順位を入力できる小分類の数が少数となり(現状では10位までを想定)、事業者において、希望する営業品目への入札参加が限定されるおそれがあるか。
- これを踏まえ、小分類について希望順位を設定する場合(パターンB・C)の希望順位の入力方法については、パターンαに共通化する方向で検討することが考えられるか。(地方公共団体の希望順位の設定方法の状況や意見を照会した上で、改めて検討。)

# その他の意見について

## 意見

- 「印刷」が「役務の提供」の営業品目とされているが、「製造の請負」として取り扱っているため、「物品の製造・販売」に区分すべき。



## 対応の方向性(案)

- 地方公共団体から同様の意見が一定数寄せられていることや、国の全省庁統一資格の「統一業種区分」において、「フォーム印刷」及び「その他印刷類」が「物品の製造」に分類されていることを踏まえ、共通の営業品目においては、「印刷」を「物品の製造・販売」に区分することとする。

## 意見

- 営業品目の中に、測量・建設コンサルタントの営業品目と重複しているものがある。また、地方公共団体によっては、役務と測量・建設コンサルタントを合わせて取り扱っている場合があることから、考え方を整理した方がよいのではないかと。



## 対応の方向性(案)

- 地方公共団体における営業品目の設定の実態を踏まえ、「生産物分類(2024年設定)」(令和6年3月総務省政策統括官(統計制度担当))の統合分類に区分される「建設コンサルタントサービス」、「測量サービス」、「地質調査サービス」、「補償コンサルタントサービス」については、共通の営業品目から除くこととする。